日本産業衛生学会
近畿地方会ニュース

発行所　日本産業衛生学会近畿地方会
（事務局　圓藤吟史）
〒545-8585　大阪市阿倍野区旭町1-4-3
大阪市立大学医学部環境衛生学教室内
ＦＡＸ　06-6646-3160
発行責任者（地方会長）　堀口俊一

2002年あけましておめでとうございます

新年を迎えて

近畿地方会会長
堀口俊一

会員の皆様方、明けましておめでとうございます。毎年、暮から新年になりますと、「年を以て巨人としたり歩み去る」、「去年今年貫く棒の如きもの」と詠んだ虚子の句が自然に浮かびます。世紀末も、ミレニアムも、2001年も過ぎ去りました。この近畿地方会ニュースに私が初めて新年の挨拶を掲載したのは1993年の新年号で、今回で10回目となります。その号に誌しました内外の経済不況も、不安定な世界情勢も、依然として続き、むしろ悪化の傾向さへ見られます。しかし、「専門は異にしましても、会員各位の協力によって、独創的な基礎研究はもとより、実際現場をより快適にして、そこで健康な人々が働く場たらしめるよう、ともども努力してゆきたいと思います。」と述べました考え方は現在でも変わっていません。また、その後の近畿地方会の歩みを顧みますと、当時復活した幹事会組織はその機能を果たして、今日に至っていますし、さらに、地方会組織の中に発足した産業医部会と産業看護部会は活発に活動を進めて来ています。今年は産業衛生技術部会が誕生しようとしており、今後、三部会が協力して産業保健を益々発展させてゆくことが期待されます。

さて、今年は近畿地方会が第二次大戦後、1953年に、それ以前の組織から新たに発足して以来、50年を迎える記念の年に当たります。そのため、５月25日の総会は記念事業を主とするシンポジウムが企画されており、また、記念誌の発行が予定されています。他方、第75回日本産業衛生学会が神戸大学の住野教授を会長として、４月９日～12日まで神戸市で開催されます。近畿地方での開催は大阪での第64回以来11年ぶりのことであり、地方会としても、出来るだけの協力をしたく存じます。また、第42回近畿産業衛生学会が今秋、大阪医大の河野教授を会長として開催されることになっています。

昨年の選挙結果により、本部理事として、円藤、岡田（丸紅）、藤木、植本の各氏が新しく選出されました。また、藤木理事長には来期も理事長としての活躍に意欲を燃やしておられます。地方会長は引き続き私が務めることになりましたので、ご支援のほどお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

日本産業衛生学会理事長
藤木幸雄

近畿地方会のみなさま、新年明けましておめでとうございます。

残念ながら新世紀は１年が経たないうちに、落ち着かない状況になってしまいました。日本で「戦争を知らない子供達」が流れたのは約30年まえです。今では、この歌すら知らない子供達が増えています。世界に目を向けると、戦争しか知らない子供達がたくさんいます。世界中には多様な価値観やものごとの捉え方があること、それに柔軟に対応しなくてはいけないことをつい忘れがちです。相互に理解しあいながら調和を諮っていくことが大切です。

日常生活でも、他の人が置かれている状況や自分の行動の影響を把握できないことが多いように思います。近年、駅や歩道で見かける誘導ブロックが、さまざまな施設でも整備されるようになりました。設置者や施工者は誘導ブロックを利用するのは完全に視力を失っている人であると思いこんでいるのでしょうか。凹凸はあるが通路と同じ色で色彩としては目立たないブロックが使用されていることもあります。しかし、黄色のブロックには意味があり、弱視の人には見やすいそうです。また、保健指導では、ラーメンのスープは塩分過剰になるので、飲んではいけないとされます。しかし、そのまま、捨てると汚水浄化には330倍もの水が必要だそうです。スープを飲み干し人体で浄化すれば、地球環境には優しくなります。このように知らないうちに、他の人や環境を害していないか、心配になります。

本年４月に神戸で開催する第75回日本産業衛生学会（学会長住野公昭先生（神戸大学））のメインシンポジウムのテーマは、産業保健のグローバリズムとローカリズムです。グローバライゼーションの名のもとに、人、物、資金そして情報が国境や文化を越えて自由気ままに広がって行きます。この波から、自分の健康、家族、地域社会など身近で大切なものを、どのように守っていくのか。このことについても、ポートアイランドそして三宮で、face to faceで語り合いたいですね。

第41回近畿産業衛生学会を開催して

学会長　小泉昭夫（京都大学大学院医学研究科・
社会健康医学系専攻・環境衛生学分野教授）

さる11月10日に第41回近畿産業衛生学会を無事に終了させて頂いたことをここに報告させていただきます。

当日は午前９時30分より懇親会を含め午後７時まで活発な討論をさせていただきました。合計34題の出題を頂き、２題の特別講演、ワークショップと盛りだくさんでしたがその甲斐あってか参加者も160名を数えました。

一般演題では産業保健活動（６題）、健康管理（６題）、産業中毒（13題）、精神保健（３題）、振動障害および物理的要因（３題）、感作性物質、災害事故、医療事故と多彩でした。私の東北地方での経験では、地方会では産業保健活動に関するものが圧倒的でしたが、前回の地方会では、産業活動の実践のみならず基礎的研究活動も多く、予想通り日本に於ける産業医学の一大拠点と確信するに足るものでした。

特別講演では、はじめに慶応大学の大前和幸教授に最新のフロン代替物質による健康影響レビューが行われ、代替物質のうちHCFC-123については丁寧に解説していただきました。特に、ヒトへの健康影響が事前に察知できなかった理由の一つとして、代謝や動態特性に関わらず２種以上の動物を使えばよいという現在の化審法の盲点があげられることを指摘されたことは印象深く、「毒性情報の不明な物質を使用するよりも旧来の物質を良好な環境下で使用する方が安全である」との御指摘は深い洞察によるものと感服しました。京都での症例も先生の報告に含まれており、終了後には質疑が非常に活発に行われました。大前先生も終了後懇親会で「関東地方会とは雰囲気が違いますね」と活発さに感心されておられました。

次いで、今後重要な問題となるアスベストによる健康影響のレビューが兵庫医科大学の井口弘教授により行われました。講演終了後の「Japan Enigma」を巡り質疑が活発に行われ今後の健康影響への関心が高まったものと思います。

ワークショップでは法律家である稲葉一人先生に知る権利と知らせる権利、産業保健スタッフの守秘義務、安全衛生法における安全配慮義務について解説していただきました。会場から個人の抱える事例、経験に基づき活発な質疑応答がありました。司会をしてくださった大脇多美代（富士銀行大阪健康管理センター）先生と演者の綿密な事前打ち合わせのおかげで、実りあるシンポジウムとなりました。

今回事務局長である吉永助教授、公衆衛生大学院の学生とも相談し、本来の目的である学会中身の充実を一義とし、現在の世相を反映しあらゆる有職故実を廃し、合理化につとめました。例えば、Power pointを用いた発表や、領収書の簡略化などはその一例です。近畿地方会の仲間に入れていただき初めて地方会をお世話させていただきましたが、不慣れなことも多く、勝手な思いこみでみなさまに御不自由をおかけしたのではないかと思います。学会の密度の濃さに免じてお許し頂ければ幸甚です。

第41回近畿産業衛生学会報告

特別講演1

「代替フロンによる健康障害」

講師・慶応大学医学部衛生学公衆衛生学教授
大前　和幸

＜要　旨＞

1987年9月、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、1996年に特定フロン、特定ハロン等の生産と使用が全廃された。これらの物質の代替物質による健康障害の発生事例を紹介する。

1995年、韓国で、洗浄剤CHC-113代替として使用された2-ブロモプロパンの高濃度曝露による生殖毒性・造血毒性が発生した。女性作業者16名に無月経、男性作業者6名に精子減少症が発生し、14名が2年後でも月経の回復をみなかった。4名について卵巣バイオプシーが実施され、卵巣皮質はび慢性の繊維化、卵胞は認められず始原卵胞は不規則に萎縮し、卵細胞は無かった。市原らは、2-ブロモプロパンの吸入曝露実験を繰り返し、人で観察された男女の生殖毒性および貧血が、雌雄ラットで再現することを証明した。

2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン（HCFC-123）は、オゾン層破壊係数・地球温暖化係数が低く、大気中寿命が短く、冷媒性能が優秀でエネルギー効率が良い冷媒として、CFC-11に代替された。主としてラットを用いた綿密な毒性試験の結果、「経皮・吸入急性毒性は低い」、「長期曝露により寿命に無関係な腫瘍発生の増加がある」、「発生・生殖毒性はない」、「遺伝子毒性はない」と結論されたが、1996年4月にベルギーで計9名、1997年10月、1999年3月頃に日本で計18名の急性肝炎が発生した。入院例では、通常の肝庇護療法と安静のみで約1カ月後に肝機能は概ね回復している。KabeらはHCFC-123感受性のあるモルモットを用いた亜急性曝露実験を実施し、モルモットの肝形態学的変化に量反応関係を見いだしている。

これらの事例は、毒性未知の化学物質を、代替性能の判断のみで不十分な作業環境管理下に導入することは誤りであること、毒性情報は十分であっても「毒性の種差」についての情報がないような場合には防御し得ない場合があることを示している。代替物質選択の際には、閾値のあるタイプの毒性であれば、毒性情報が豊富で健康診断義務のある旧来の有害物質を採用し、良好な管理下で使用することの方が、かえって安全と考える。

特別講演2

「アスベスト塵肺の近年の知見」

講師・兵庫医科大学衛生学教授
井口　弘

＜要　旨＞

石綿はその物理化学的性質ゆえに多くの産業で多量に用いられてきた。その結果、他の産業中毒とは異なる不可逆性の肺線維症、呼吸器腫瘍を中心とする健康障害を多くの労働者にひき起こした。多くの疫学研究は石綿曝露労働者に非曝露者に比べ肺がん及び悪性中皮腫の発生率が有意に高いことを明らかにした。国際がん研究機関（IARC）も早くから石綿を人に対する発がん物質に指定した。しかし、石綿肺やそれに伴う呼吸器がんの発生機序は近年の急速な遺伝子レベルに及ぶ分子生物学や分子遺伝学の飛躍的な進歩による成果から明らかにされつつある。

石綿肺は職業的な石綿粉塵吸入に伴う肺の慢性炎症であり、不可逆的な肺線維症を起こす。石綿は体内で全く化学的な代謝をうけない。この耐久性ゆえに、炎症その他の生体反応は永続する結果、肺線維症となる。この炎症過程は肺胞マクロファージ、好中球、肺胞気管支上皮細胞が活性酸素、活性窒素酸化物を石綿との相互作用で産生することに深く関る。即ち酸化的ストレスとこれらと密接につながったサイトカイン，ケモカインなどが多面的に相互連関した細胞生物学的反応である。更にはDNAや遺伝子損傷など石綿の発がん性に関与する可能性を解説した。特に活性酸素、活性窒素酸化物の生成機序、就中、前者の生成機序として昨今注目されている糸粒体の脱共役蛋白質についても若干の解説をした。全体として、いわゆる酸化ストレスにおけるラジカル生成とその反応の有害性を総論的に話した。最後に、石綿は強い有害性のため、特定のものだけが使用を認められているが，近い将来、欧米のみならず，日本においても石綿の全面使用禁止となるだろう。現在、石綿の代替繊維が多種開発され、使用増加している。これら代替繊維の有害性について多くの機関で調査研究されている。石綿とは別に、二酸化けい素の人に対する発がん性をIARCが決定したことをうけ、かつての労働省と現在の厚生労働省は二酸化けい素によるじん肺に伴う、肺がん発生について調査研究中と紹介した。

ワークショップ

Risk Communicationの手段としての法律
―知る権利、情報に対する権利との関連で―
労働安全衛生法上の産業医のジレンマ

京都大学大学院医学研究科　稲葉一人

＜要　旨＞

1　Risk Communicationとは

医師患者関係等で、いかにrisk情報を伝えるかについて、従来のRisk Communicationは、発信者から受信者への情報の一方的な伝達と考えてきたが、量的（quantitative）情報に加え、受信者の認知は、質的（qualitative）情報や、文化（culture）、所属グループ等の影響を受けることが明らかとされ、新しいRisk Communicationは、「個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりの相互作用的過程」で、①Risk情報は受信者のneedsに基づくもので、②双方向交流の、③目的を情報の共有レベルの上昇に置くものである。

2　医療情報や有害化学物質の公開

医療事故への国民の眼が厳しく、国民は、疑いを抱くと、医療情報の開示を求める。法的には、民事訴訟法234条（証拠保全）、証拠（文書）提出命令（同220条）により、医療情報は訴訟になると、提出せざるを得ない。また、有害性のある化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれる移動量を登録し公開する仕組みを、2001年4月施行のPRTR法が取り入れ、行政指導で行われてきたMSDSを、義務化し、排出・移動量を把握、集計、公表するシステムを構築した。

3　知る権利・情報に対する権利との関係

上記に止まらず、医療・環境情報について、法律が次第に開示を求めているが、これは「一人で放っておいてもらう権利」から、「自己に関する情報をコントロールする権利」に、「情報に対する権利」として発展し、情報を受け取る権利、情報を提供する権利、情報を提供しない権利という複合的な権利としてとらえる考えが有力になりつつあることが背景にある。新しいRisk Communicationはこれらの権利の側面を担保する、つまり、医療情報や有害化学情報の開示は、情報に対する権利を実現するものであり、法律は、「Risk Communicationを実現するための手段」として位置付けられる。今求められるのは、開示の是非ではなく、開示の機会を積極的に利用、機会を先取りして、Risk Communicationを充実させる工夫である。今後国民は益々医療・環境問題にconsciousになり、今後Risk Communication技法は、医療・公衆衛生に関わる職業人の基本的素養となる。

4　労働安全衛生法上の産業医等のジレンマ

事業者は、労衛法上、産業医等から意見を聴取（安衛法66条）して安全配慮を尽くす義務、労働者は受診義務がある。健康情報について、産業医等は本人との間で守秘義務があるが、事業者の安全配慮義務への協力義務もあり、ジレンマに陥る。健康情報が悪用されると雇用差別にも使われる危険があり、Sensitiveな情報には危険が大きい。産業医の雇用上の地位も様々な中で、産業医の倫理ガイダンス（1999年、英国王立内科医学会）を参考に、わが国でも議論を深め、Risk Communicationの各論として検討すべきである。

一般演題まとめ

座長　中島　美繪子（神戸市看護大・看護・保健看護）

101・102　安全・衛生委員会の実質化及び活性化のための提言（1）（2）：労働安全衛生法上の労使協議機関である安全・衛生委員会の機能が十分に果たされていない/議論が活性化しないとして、その問題点を①安衛法制度上のもの（事業者指名制度、委員会決定の非拘束制、委員の有償の学習・研修機会の欠如、不利益取扱禁止規定の欠如、産業医制度等）②雇用慣行に発するもの③教育制度、文化的背景に発するもの④わが国の産業政策上の問題点と4点あげ、それぞれについてその解決策を提案した（委員会の法制度上の民主化、中小零細事業場の共同委員会構想、地域産業保健センターの活用、健康診断制度…）。今まで産業衛生学会で法律家が問題点を法的、社会的側面から指摘し、かつ指摘に止まらず、解決策が提言されたりすることはなかった。従って新鮮かつ有益とおもわれた。今後、産業界の有りよう、置かれている現実に即した多くの活発な議論・検討が待たれる。

103　職域におけるアンケート調査と健診結果の解析－健康管理評価の試み：根拠に基づくEBHを目指し「糖尿病ガイドライン」に準拠し、「治療中」「要治療」者の診療との連携・効果の実態及び問題点の検討等を試み、その結果、通院群では、HbA1cで見るDMコントロールで施設間の有意差は認められなかったとしている。通院を中断した群に有意にHbA1cの増悪がみられた点、費用効果について改善率など勘案すべき基礎資料を作成している点も興味深い。

座長　車谷典男（奈良医大・衛生）

104　産業看護活動の実態～第4回近畿産業看護部会調査結果より～：近畿産業看護部会が、会員を対象にほぼ定期的に実施しているアンケートによる産業看護活動に関する実態調査報告である。339名中185名（保健婦99名・看護婦86名）から回答を得ている。メンタルヘルスの研修希望が多い理由はとの質問に対し、現場で該当事例が増加傾向にあるとの説明があり、関わっている業務のうち職場巡視の優先順位が低いのではとの指摘に対しては、業種別検討で製造業では高い結果が得られているとの回答があった。

105　健康管理室のPRと社員の活性化をめざした取り組みについて―ウォーキングの歩数を地図上で競うゲームとその経過を広報して―：某事業場で新設された健康管理室のPRに、ウォーキングゲームを企画し、参加希望のあった38名に100日間万歩計を貸与し、各々の歩行距離を社内広報などで適宜公表した活動の取り組み報告。記録用紙などの配布回収は本人にまかせたのか、プログラムからの脱落者に対するフォローはとの問に対し、健康管理室のPRに重点をおいたため健康管理室が実施したこと、今回はフォローできていない、今後は職員の自主参加型取り組みを試みたいとの回答があった。

106　管理職と一般職における健康状況、生活習慣の比較検討、および今後の課題について：JR西日本支社社員1044人の定期健康診断結果を、管理職（236人）と一般職（808人）に分けて比較検討した報告。全体でみると平均年齢の高かった管理職が、一般職に比べて、平均拡張期血圧・糖尿病治療中割合・喫煙者割合・飲酒者割合が有意に高い結果が得られている。血圧は他の職種に比べてよいがとの指摘に対し、運輸省のガイドラインにそって健康管理がされているためとの説明。職種差ではなく年齢差ではとの問に、年齢調整を今後すすめたいとの回答があった。

座長　西内恭子（大阪ガス(株)人事健康推進チーム）

107　Let's煙除囲？快適職場づくり：喫煙者と非喫煙者の相互理解のもとに取り組んだ分煙活動の報告。喫煙場所の設定は100%達成、喫煙対策機器の設置83%、非喫煙者のリフレッシュルーム設置25%、喫煙者の２%減少であり、社員・会社・健康管理室が一丸となって取り組んだ成果と言える。今後は、喫煙対策機器の有効性評価や非喫煙者のリフレッシュルームの確保が課題となっている。

108　勤労男性におけるBMIの５年間の変化に関連する要因の検討：BMIの変化を指標として肥満と喫煙との関連を検討した報告。出生コホート別肥満者比率（BMI25以上）の５年間の変化をみると全ての年代で有意な増加がみられた。また、肥満発症のリスクとして禁煙による影響が大きいものの、非喫煙者についても肥満者は有意な増加が明らかとなった。背景としてストレス増加などの要因も考えられ、今後の研究に期待したい。

109　演題取りけし

座長　山田誠二（松下産業衛生科学センター）

110　職域における高脂血症治療と健診成績：職場の健診で、高脂血症の「要治療」と判定された、あるいは本人が「治療中」と申告した作業者を対象に生活習慣・通院状況・治療法をアンケート調査し、健診結果と対比して治療実態の把握を試みた。結果は定期的に通院している群で検査結果の改善が認められ、治療への動機づけを始めとする動脈硬化性疾患の予防への管理指針の確立が必要であることが示唆された。

111　B型およびC型肝炎ウイルス検査後ウイルス陽性者の１年間フォローアップの効果について：HBV、HCV陽性者が経過観察を行わず自己放置している状況に対して経過観察を実施するシステムの構築を試みた。陽性者の経過観察者がこのシステムにより大幅に増加した。今後経過観察の必要性を教育するとともにフォローアップ健診の充実が必要であることが示唆された。

112　健診にみられた「死の四重奏」の臨床像に関する検討：定期健診結果から、いわゆる「死の四重奏」の頻度と臨床像の検討を行った。「死の四重奏」の頻度は0.6%と少なかったが、該当者に心電図や胸部レントゲン検査では異常所見が高頻度でみられることから二次健康診断や健康指導の必要性が示唆された。

座長　竹下達也（大阪大・院医・社会環境医学）

205　塗装作業者のトルエン中毒が疑われた一例：若い男性で１週間大量の塗料を用いた屋外作業に従事し、トルエンに大量曝露し、四肢の筋力低下、悪心、嘔吐の症状で緊急入院した症例を報告した。低カリウム血症、代謝性アシドーシス、四肢麻痺の症状を呈したが、トルエンによる中枢神経症状や知覚障害を認めなかった。トルエン曝露による腎尿細管障害が原因と考えられた。同僚の２人は症状が出ていないとのことである。本人の作業態様や溶剤の詳細が不明であるが、トルエンによる特異な経過をたどった症例の貴重な報告であった。

206　ジクロロメタンおよび一酸化炭素吸入曝露後の血中ヘモグロビン：ジクロロメタン（DCM）吸入曝露後に、血中DCM濃度は急激に減少するが、一酸化炭素ヘモグロビン（CO-Hb）は、半減期150分くらいでゆるやかに減少するという動物実験の結果を報告した。喫煙によってもCO-Hbが上昇することから、DCM曝露後にCOに曝露させる実験を行い、両者の影響が加算的に働くことを明らかにした。DCM取り扱い作業者は、作業中、作業前後の喫煙を控えるなどの対策も重要と考察した。

座長　宮下和久（和歌山医大・衛生）

207　平均濃度とピーク濃度との関係―室内ホルムアルデヒド濃度を例にして：自宅の空気汚染を危惧している一般住宅19戸、アパート10戸、計29戸に対して、居間、寝室の室内空気中ホルムアルデヒド（FA）を30分サンプリング法（30分法）と24時間サンプリング法（24時間法）を行い比較した報告である。居間と寝室のいずれも、24時間法の測定値は、30分法の約50%であった。また、基準の0.08ppmを越える測定点は30分法で58点中36点であるのに対し、24時間法では13点であった。30分法の活用、測定室の締め切り状態、築年数との関係、FAの時間減衰について議論があった。

座長　竹下達也（大阪大・院医・社会環境医学）

208　パラフィン系有機溶剤の血中代謝物のGC/MSによる検索：多種類の混合有機溶剤を用いて、わずか５分間ではあるが密室での塗装作業、引き続き屋外で４-５時間の塗装作業を行った後、咽頭痛などの症状が出現し、後日医療機関を受診した50代男性症例。使用した溶剤の成分および症例の血液（曝露16日目）から抽出された成分のGC/MSによる分析結果を報告した。溶剤の代謝物らしいピークが数本検出された。主成分に関する問に対し、デカンの水酸化物ではないかとの回答があった。

座長　朝枝哲也（(財)京都工場保健会産業保健部）

209　職域集団における精神的ストレス、性格と血圧値との関連性：男性労働者498人に対するコホート研究である。タイプA行動と血圧が正の相関を認めたというのが結論である。タイプAは冠動脈性心疾患との関連でこれまでに膨大な研究がなされてきたものであるが、考察にも論じられているように血圧値との関連においては一定していない。特に最近の研究では、タイプAの中のある特性、怒りにフォーカスされている配慮やタイプAの評価法、対象から除外した高血圧者についての検討、自己報告による労働時間がタイプAと交絡している可能性、KarasekのモデルにおいてHigh Control群にタイプAが多い管理職が含まれる等、幾つかの研究上の留意すべき点があるものの心理社会的要因と健康との関係は今後重要性を増すものと思われ期待できる研究報告である。

210　子育て期就労女性の抑うつ感に関わる属性の検討：乳幼児を私立保育所に通所させている就労女性563名に対する断面研究である。約45%に抑うつ状態が見られ、重回帰分析の結果、「子の発達問題」「本人の通院」が抑うつ感の高さと関連し、慢性のストレッサーの存在や社会経済的負荷が抑うつ感に影響することが示唆されたという報告である。今回の報告では、それぞれの単独の要因について検討されているが、ラザルスのバックグラウンドストレスの相乗作用効果についても興味が持たれる。

211　某地方公務員男性職員のメンタルヘルスとソーシャルサポート：某市役所職員985名に対する断面研究である。ストレス対処行動としてのソーシャルサポート、特に仕事上の問題について相談できる相手を持つ事の有効性についての検討である。ソーシャルサポートについては、尊敬的支援、情報的支援、交流的支援、道具的支援等に分類される場合もあるが、誰かに相談するという行動そのものが本人の性格的なものに影響されている事、良好な人間関係にあること自体がユーストレスの状態である事の裏返しである場合等があり、やはり相関関係だけでなく因果関係を示しうる研究が期待される。

212　医療事故防止のための産業衛生学的視点からの取り組み～医療現場におけるリスク評価～：670床を有する第三次病院に勤務する看護職374名の提出したインシデントレポートの分析をした結果、他の産業と同様の10-310-5のFailure rateであり、医療現場におけるリスク評価も他の産業と同様にHuman reliability analysys使用の可能性を検討した意欲的な研究である。また、夜勤におけるFailure rateは日勤の3倍にも達する等医療現場に特徴的な傾向も見出されており、今後の研究に非常に期待が持たれる。

座長　和田安彦（兵庫医大・衛生）

301　唾液中のアレルゲン特異的IgAとアレルギー症状の関係：近年注目されている粘膜免疫の発表。抗原特異的IgAをELISA法により測る方法論について検討し、次いでIgA産生が粘膜免疫循環帰巣経路（CMIS）を介することから、唾液中のIgA濃度とアレルギー症状との関連を調べ、報告。討論では唾液の分泌量によってIgA濃度が変わるのでは、との指摘があったが、IgEとの比率で算出しているので分泌量には依存しないとの回答であった。今後、涙液等との関係を調べていく予定で、発展が期待される。

302　フッ化物持続投与による経時的血清中フッ素濃度および腎毒性について：実際の作業者の暴露状況に近い6時間の持続暴露による毒性を、動物実験で検討したもの。遠位尿細管障害と肝障害を示唆する所見を得た。フロアから、最近のNaF、フッ化水素の事故例が紹介され、カルシウム等の電解質異常によって、テタニーショック、心毒性が生じ、3時間で10%もの高い死亡率であった等、活発な意見交換が行われた。

303　Perfluorooctane sulphonateの生態への影響について：衣類の撥水剤（スコッチガードなど）に使われている身近に存在する物質である。生態系への影響などについて広範に文献レビューを行ったもの。フロアから生産量について質問が出され、これまでに106万ポンド放出されているとのことであった。CAS No.があれば変異原性などの毒性は検討されているはず、との指摘があった。フロアから生体内の代謝・動態ははっきり分っていないとの教示があった。2002年に生産中止予定だが、これまでの累積分が問題では、とのことであった。

304　カドミウム暴露により発現が増加するストレス蛋白mRNAの検出：腎細胞株にCdを暴露させsuppression subtractive hybridization法で特異的mRNA発現を調べたもの。蛋白のfoldingに関係するhsp40、hsp70の増加をみ、蛋白の変性が生じていることが示唆された。アポトーシスに関係するhsp10、hsp60、活性酸素に関係するhsp89αも増えていた。質問に対し、亜鉛暴露とは異なる発現パターンであった、水銀は不明、Cd特異的な発現かどうかは不明、との回答であった。hsp40の単一性、マイクロアレイとの方法論的違いなどについて活発な討論が行われた。

座長　圓藤陽子（関西医大・公衆衛生）

305　石綿等無機繊維物質がマクロファージ系培養細胞のニトロソチオール産生に及ぼす影響－新規の蛍光物質による測定－：石綿等により産生されたNOはニトロソチオール（RS-NO）形成によって細胞に影響すると考えられ、NOが生成される初期段階におけるRS-NO産生を新規蛍光物質を用いて測定した。その結果、RS-NO産生量の急激な増加は見られず、検出された量も少量であったので、グルタチオン消費による酸化ストレスの可能性は低いと報告した。

306　ICP発光プラズマ分析法を用いたヒト尿中ニッケル濃度の測定－第1報－：多種類の金属による混合曝露がある作業者における曝露指標についての検討報告である。ニッケル曝露の指標としては、ICP発光プラズマ分析法により尿中ニッケルを測定するのが最良と考え、分析条件を検討した結果、尿試料の測定においては231.6nmが最適波長と報告した。検出限界は原尿で3 ppbと追加発言があった。

307　ステンレス材のアーク溶接下請け作業での事故例と事故発生の背景：作業開始15-30分で金属熱様症状が発現し、発熱、白血球数増加および血中鉄高値の結果から酸化鉄ヒュームによる金属熱と診断された事例の報告で、本症例は入社後2カ月で作業に慣れていなかったが、安全衛生教育の不足もあったとされた。活発な討論により、金属熱について多くの知見が寄せられた。本症例は症状発現が非常に早いのでオゾン障害等が考えられるとの発言もあった。

308　手持ち振動工具取扱い者の手指冷え症状とサーモグラムの関連：37名の男性振動工具取扱い作業者を対象にして、顔面および手背部サーモグラムと冷えの自覚症状との関連を検討した報告で、環境温に影響されにくい部位の皮膚温低下が冷えの自覚と有意に相関していた。サーモグラフィは作業者に負担のない検査であることから、その有用性が示された。喫煙の影響に関して質疑がなされ、影響は見られなかったと回答された。

座長　宮下和久（和歌山医大・衛生）

309　フォークリフト座席の全身振動に関する評価と対策：港湾労働者の腰痛問題の原因の1つとして、フォークリフト運転による座面からの全身振動に着目し、CENの基準に準じた振動レベル測定結果についての報告である。1994年以前製造の旧型フォークリフト15台と1997年以降製造の新型フォークリフト15台との振動実効値での比較では、改良は認められなかった。水平方向の評価方法の策定の必要性、座席における、特に人体影響の大きい数ヘルツの周波数帯域の振動レベルの減衰を主とする対策の必要性等について論議があった。

310　Multiple Risk Factor保有者の実態調査：自社の社員全員を対象とした定期健康診断受診者5,059名の平成12年度の血液・生化学検査結果についての有所見率の結果を報告したものである。肥満者、血圧高値、血糖高値、脂質高値のそれぞれの基準をすべて上回る者をMRF（Multiple Risk Factor Syndrome）と定義した。結果MRF該当者は、全体で78名、男1.7%、女0.4%であった。40歳台、50歳台が大半を占めていた。MRFと生活習慣との関連、具体的介入等については、今後の検討課題であるとした。対象者の職種別検討、年齢調整を加味した解析の必要性等について論議があった。

311　VDT作業者におけるドライアイに関する調査（第二報）：某健診機関のVDT検診を受診した1025名を対象に、ドライアイに関する自覚症状、作業状況調査および眼科医によるドライアイの診断（涙液の質的量的検査と角膜上皮障害の有無）が行われた。ドライアイ確定（31.2%）、ドライアイ疑い（43.8%）と全体の75%が所見を有していた。一連続作業時間60分以上の人に有意にドライアイ確定の率が高く、また、「目が乾いた感じがする」自覚症状の強い人に確定、疑いの人が多かった。また、コンタクト装着者に最も多くみられたという結果の報告であった。作業内容、取扱いVDTモニターとの関連、個人保護具等についての議論があった。

註）201～204の演題については河合俊夫（中央労働災害防止協会）座長の都合により、締切日原稿未着の為掲載できませんでした。後日発刊予定の日本産業衛生学会紙を御参照下さい。

報　告

日本産業衛生学会第47回労働衛生史研究会

世話人 堀口俊一（日本予防医学協会関西支部附属診療所長）

掲題の研究会が、平成13年9月29日（土）午後1時から5時まで、大阪市立大学医学部学舎4階大講義室で開催された。当研究会は、最近、日本産業衛生学会の各地方会の都市を巡り、それぞれの地方会の歴史を省みることに視点を当てて、開催されてきている。今回、大阪での開催に当たっても、来年、平成14年（2002）に近畿地方会の創立50周年を迎えることを考慮して、教育講演3題の他に、「近畿地方における産業保健の歩みと展望」を主題とするシンポジウムを行った。

教育講演は3題で、神戸大学住野公昭教授を座長として、まず、北里大学相澤好治教授と鹿児島産業保健推進センター松下敏夫所長による「第2回『職業性および環境性疾患予防の歴史』に関する国際会議に出席して」、次いで、労働科学研究所主管研究員野村茂氏による「環境衛生学の創始とペッテンコーフェル没後100年にあたって」、最後に、大阪産業保健推進センター相談員原一郎氏による「近畿地方における職業性神経中毒例を顧みる」、について、それぞれ講演がなされた。

シンポジウムは、研究会世話人堀口俊一と北大阪地域産業保健センター相談員植本寿満枝氏を座長として、産業保健を構成する三者の立場から、5人のシンポジストによって進行した。まず産業医学の立場からは3名のシンポジストによる発言がなされた。元大阪府労働部副理事水野洋氏から「衛生学者梶原三郎先生について」、滋賀医科大学西山勝夫教授から「日本産業衛生学会近畿地方会の創立をめぐって」、住金物産（株）診療所顧問阿部源三郎氏から「産業医の立場から」と題して、それぞれ発言がなされた。次いで、大阪産業保健推進センター相談員上田美代子氏から「産業看護の立場から」、大阪府立公衆衛生研究所主任研究員田淵武夫氏から「産業衛生技術の立場から」それぞれ発言があった。終って、フロアーから、名古屋大学井上俊名誉教授の「労働者の基本は労働者自身が衛生の観点から自らの職場環境、作業方法を評価し、自分の健康は自分で守ることにあると改めて感ずるようになった」との発言があり、これに対してシンポジストから応答発言がなされた。参加者は200余名で、盛会裡に閉会した。なお、この会の記録は「よぼういがく」2001年11月号、12月号に掲載されているので、必要な方は参照されたい。

労働衛生法制度研究会（第8回）

2001年10月6日（土）午後1時半より5時まで、近畿大学会館において開催された。

先ず、三柴丈典会員（近畿大学法学部専任講師）より、「安全・衛生委員会の実質化・活性化のための提言」との論題で近畿産衛学会の予備報告がなされた。報告では、複雑多様化する労働危険への迅速かつ個別的な対処の役割を期待されながら、必ずしも実質的機能を果たし得ていない同委員会について、その問題点を、法制度、産業構造、労働者の意識や文化、教育制度等幅広い観点から探り、幾つかの試案が提示された。提案のポイントとしては、同委員会の法制度上の民主化、安全衛生活動における権限の強化、中小零細事業場への制度の一般化およびそのための共同委員会構想、地域産業保健推進センターの活用、健康診断制度とのリンク等々が述べられた。提案の実現性、実効性等について、出席会員の中で活発に意見交換、議論がなされ、同委員会制度の実施にかかる費用面での検討、健康保険制度との関係強化の検討等の必要性も示された。」

次に、宮上より、「事業者が行う健康診断を受けないで、労働者が、労働安全衛生法第66条5項但書きの書面を提出した場合には、104条を適用する余地はない。104条は健康診断を実施している場面においてのみの規定であり、健康診断結果にまで、義務を課していないのではないか。」と問題提起があった。健康情報の濫用にしぼりをかけ、事業者の責務と調和させるかについては、フランスの制度にならって、独立性が担保された衛生管理者が事業者に課された責務を担当すべきであるとの提言の紹介があった。

（文責：宮上浩史、三柴丈典）

私たちはめざします。健康の創造を！
健康診断から健康教育・健康づくり事業までトータルヘルスケア

KKCネットワーク
■滋賀事業部　077-551-0500
■彦根事務所　0749-22-8089
■京都事務所　075-463-4555
■大阪事業部　06-6304-1532
■兵庫事業部　078-230-7530
■三重事業部　059-225-7426
■名古屋事業部　052-735-0821
■関東事業部　047-358-8274
■事務局　077-525-3233
■公益事業局　077-525-7744
http://www.zai-kkc.or.jp/
厚生労働大臣許可　労働者健康保持増進サービス機関
KKC 財団法人 近畿健康管理センター

第11回産業医・産業看護全国協議会 産業看護部会総会に際して

厚生労働省労働基準局　安全衛生部労働衛生課
中央労働衛生専門官　　依田紀彦

平成13年度産業看護部会総会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日お集まりの皆様方におかれましては、平素から労働行政の推進に多大なご支援、ご協力をいただいていることに対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。皆様方の役割は、働く人々の健康の保持・増進を支援していただくことであり、本部会総会がこのように多数の方々のご出席の下に開催されますことを心からお慶び申し上げます。

さて、近年における我が国の労働者の健康を取り巻く状況をみますと、産業構造の変化や高齢化の進展など、労働環境が変化する中、定期健康診断において、脳・心臓疾患につながる所見をはじめとする何らかの所見を有する労働者が4割を超えているという状況にあります。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等に至るいわゆる「過労死」等の事案が増加傾向にあります。このため、これらの予防に資するため、労働者災害補償保険法の一部改正を行い、定期健康診断において、「高血圧」「高脂血症」「高血糖」及び「肥満」のいわゆる「死の四重奏」の所見を有する労働者に対して給付する、二次健康診断等給付制度を本年4月より設けました。

また、現下の厳しい経済情勢の中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあると訴える労働者の割合は年々増加しております。このような中、自殺する労働者の数は平成9年の約6200名から平成11年の約8700名と増加しており、労働者の心の健康づくり対策は、労働行政にとり非常に重要な課題となっております。このため、厚生労働省においては、職場におけるメンタルヘルス対策を図るため「事業場における心の健康づくりのための指針」を昨年8月に策定したところであり、今後、その普及・定着を図るため、啓発活動や事業場に対する取組への支援に努めることとしています。

一方、最近の施策として、労働安全衛生法に基づく雇入時健康診断項目としての色覚検査を廃止することといたしました。この改正は、色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される方であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかとなっていることや、色覚検査において異常と判別される方が業務に特別の支障がない場合にも、事業者が採用を制限する事例も見られていることなどから、行ったものです。本改正は、平成13年10月1日より施行となっております。

産業保健サービスに対する社会のニーズは益々高まり、同時に、産業保健の現場の第一線でご活躍されている皆様方の果たす役割は極めて重要となっております。労働者が健康で安心して働くことができるように、皆様方の一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、産業保健活動の推進に多大なるご協力をいただいている日本産業衛生学会の関係者の皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本日お集まりの皆様方の御健勝を祈念にいたしまして、私の挨拶といたします。

（平成13年10月20日（土）京王プラザホテルで開催）

お知らせ

第９回　労働衛生法制度研究会

表記研究会を下記の次第で開催することになりましたので、万障お繰り合わせ、お誘いの上、ぜひご参加ください。

日　時：2002年2月23日（土）14:00～17:00
会　場：近畿大学会館（地下鉄堺筋線日本橋下車直ぐ）
内　容：未定
連絡先：近畿地方会労働衛生法制度研究会事務局
西山勝夫
520-2129　大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学予防医学講座
TEL/FAX 077-548-2187

近畿産業衛生技術研究会

日　時：2002年２月27日（水）14：00～17：00
会　場：大阪産業保健推進センター
大阪市中央区本町１丁目１番６号
堺筋本町センタービル９Ｆ

内　容：１．講　演
(1)化学物質のリスクアセスメントの進め方
講　師：澤瀉久方（住化技術情報センター）
(2)作業環境測定と個人暴露濃度測定
－その長所と短所－
講　師：熊谷信二
（大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部）
２．産業衛生技術部会近畿地方会支部について

連絡先：大阪府立公衆衛生研究所　労働衛生部
田淵武夫
TEL：06－6972－1321（内202）

近畿産業看護部会研修会

日　時：2002年２月７日（木）13：30～16：30
会　場：NTT大阪内本町会館
テーマ：心の健康づくりと産業看護職の役割
～事例支援への検討～
コメンテーター：山田誠二（松下産業衛生科学センター）
申込先：大阪産業保健推進センター FAX06-6263-5039 上田

Healthy Society
■ヘルスアセスメントから健康支援を
□ライフスタイル診断
□食生活診断
□健康体力診断
□ストレス診断
□ヘルスナビ
■データベースから健康支援を
□データベース作成サービス
□パソコンソフト「ヘルシーWin」
□インターネットサービス
財団法人 日本予防医学協会　http://www.sunnet.or.jp
本部　東京都江東区扇橋1-21-25　TEL03-3649-3651
東日本支部　東京都江東区扇橋1-21-25　TEL03-3649-6111
関西支部　大阪市北区西天満5-2-18　TEL06-6362-9041
西日本支部　福岡市博多区博多駅前3-19-5　TEL092-473-0547
名古屋出張所　名古屋市東区代官町39-18　TEL052-931-0526
茨城連絡事務所　茨城県鹿嶋市大字光3　TEL0299-82-7736

近畿の産業保健活動－和歌山県－

和歌山県医師会と和歌山産業保健推進センターとの連携について

和歌山県医師会産業保健担当理事　寺下　浩彰

和歌山県の産業医活動の沿革については、平成12年７月の本紙で、和歌山産業保健推進センター開設時の記事の中で述べた。今回は、それ以後の状況、両者の連携について述べてみたい。

推進センター開設後すぐに、所長である杉浦實県医師会会長に、ご無理をお願いし、副所長に和歌山県産業保健活動推進協議会の委員に就任していただいた。このことは、今考えると、非常にタイムリーなことであった。

本協議会は、県下の産業医研修会のスケジュールの立案、調整、講師、演題の決定、関係機関との情報交換の場である。副所長の参加により、研修会の講師として、相談員の先生の派遣、講演資料の収集、提供等に推進センターの協力を得られることになり、今まで苦労していた研修会講師の依頼、日程調整が非常に円滑に行えるようになった。

また、推進センター独自に、少人数の研修会を定期的に開催していただけることになり開設１年余りの時点ですでに20回を数えている。今秋、日医の産業保健委員会でも検討され、ガイドラインが示された、「実地研修の充実、双方向化」の実現にも寄与して頂いている。

また、平成13年度は、推進センターの研究事業として、県医師会との連携の下、産業保健（産業医活動）実態調査、健康診断機関調査を、県下471名の産業医と656の医療機関を対象に、選任事業所の確認、選任形態の確認、産業医の要件、年齢、職場巡視の実施状況等、非常に詳細な項目に及ぶ調査を実施している。これは産業医の選任率が実際どうなっているのか、産業医の数は充分なのかどうか、検診機関の数はどうなのか、改善すべき点は無いのか、等行政からの資料のみでは実態を捉えにくい点を明らかにするために行われるものであり、いずれも今後の産業医活動の推進を図ってゆくうえで非常に重要な基礎資料となる項目であり、その結果に今から期待をしているところである。

長引く不況の中で、零細企業の多い和歌山県で、産業医活動に対する企業の理解がどのように変化しているのか、それに対する現場の産業医の対応がどのように変化してきているのかも、興味深いところである。

いずれにしても、このような調査研究が可能になったのも、推進センターと県医師会との連携が非常にうまくいっているからであり、所長が県医師会会長であることの大きなメリットでもあると考えているところである。本調査研究の結果を受けて、今後の産業医活動の推進に対する、効果的な方策の検討を行うことになる。

一般的に、産業医活動に対して、不況はマイナスに作用すると言われているが、逆に考えれば、このような状況であるからこそ、産業医活動の更なる充実が必要ともいえる。

実際、不況によるリストラ、失業等、ストレスの増加によるメンタルヘルス上の問題は日毎に深刻になってきている。このような状況を、重く受け止め、財政的な理由のみで産業医活動が後退する事の無いよう、推進センターをはじめ、関係各機関と情報交換、連携を今まで以上に密に行ない、勤労者の健康確保のための活動を続けなければならないと考えている。

「つぶやきコーナー」

職場巡視に思うこと

ダイハツ工業(株)
京都工場診療所

瀧本忠司

「産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、…」と労働安全衛生規則第十五条に定められている。私が現在の職場に産業医として勤務し始めてから1年半になる。当工場は小型乗用車の総合組立工場で、従業員数は約1,050名である。現在の職場に勤務する際に考えたことのひとつが「職場巡視をどうするか？」であった。

以前に産業医として3年余り勤務した通信業でも職場巡視はしていたが、製造業や工場の職場巡視は初めてである。日本医師会認定産業医の基礎研修や生涯研修は受けてはいるものの、(大きな声では言えないが) もう一度勉強をする必要がある。そこで職場巡視に先立ち、「労働衛生のしおり (旧労働省労働基準局編)」などの成書を用いて復習 (というよりは予習というべきか) をした。

さていよいよ職場巡視だ。まずは服装から始めよである。産業医が白衣姿でぶらぶらと巡視をしたのでは示しがつかない。ヘルメット、防じんメガネ、長袖のシャツまたは上着を着用、安全靴を履いて完全装備で安全衛生担当者とともに、さあ出発。プレス、ボデー、組立、塗装、検査などの自動車製造ラインをまわる。大きな機械や騒音などに圧倒される。溶接の火花が飛び散る。まさに工場である。

最初の巡視サイクルは作業環境管理からと考え、まず換気、照明、温度条件や騒音などについて見て回った。また休養設備や更衣室、トイレ、あるいは健康要保護者の働く作業現場も巡視した。職場巡視の終了後は「産業医職場巡視報告書」の作成が待っている。

約1年をかけて工場全体を一巡した後は、作業管理を中心に巡視することとした。作業管理には人間工学的な視点が必要とされるなど、いろいろと難しい。とはいえ、まずは作業方法、作業姿勢や保護具の着用状況を見たり、「職場における腰痛予防対策指針 (旧労働省)」などを念頭に巡視をしているところである。職場巡視では労働者の働く様子が直に見られ、また現場でお会いした方は産業医への親しみが増すようである。

新しい年を迎え、気分も新たに職場巡視にでかけよう！「労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する (労働安全衛生法第一条)」ために。

＊＊

駆け出し産業医の独り言

(財)京都工場保健会
産業保健部　総合健診センター

櫻木園子

突然の原稿依頼に、「まだ産業医になって半年しか経っていないのに・・・」と何とか逃げようとしたのですが、「どんなことでもいいから」とつかまってしまいました。

産業医になって半年。まだ半年なのか、もう半年なのか。もうちょっと成長していてもいいのではないか、という意味では「もう半年もたったのに」というところでしょうか。産業医という仕事を目指して、10年以上が経ちました。その間、産業医という仕事に対するイメージは私の中で様々な変貌を遂げ、現在に至っています。ずっと憧れていたので、実際に働き始めたら夢と現実のギャップにがっかりするのではないかと思っていたのですが、現時点ではその心配はなさそうです。未熟すぎて壁にぶつかるところまで行っていないのかも知れません。いつまでも「見るもの全てが新鮮なフレッシュマン」の気分でいてはいけないのですが、仕事が楽しいと思えるのも幸せかな、と少し言い訳をしています。

私にとっての理想の産業医像というのは胸の中にしまっておくとして、駆け出しの私が気を付けていることは、正論だけで仕事をしない、ということです。産業医学について、産業保健について机の上では勉強してきましたが、その理論を現場にそのまま当てはめようとする危険性が、経験のなさ故にあるように思います。その一方で、「なんとなく」で仕事をしない、ということにも気を付けたいものです。あまり理論的に考えずに感覚的に行動することが多い性格なのですが、仕事の上ではそれでは済まされません。臨床分野では昨今ＥＢＭが大流行ですが、産業医学においても理論に基づいて、しっかりとした根拠を持って活動したいと思います。

現場に立って、迷ったり、困ったり、悩んだりしながら、少しでも役に立てる産業医になりたいと思っています。目標は、学生時代にお世話になった先生たちに「最近いい仕事をするようになった」と思ってもらうことです。10年後ぐらいにそう思ってもらえたら嬉しいのですが、くじけずに頑張ります。もうしばらく、温かく見守って、できれば手も貸してくださいね。

「つぶやきコーナー」

「肥満」

三洋電機(株)テスティング
・ラボラトリー顧問

渋　谷　保　之

最近、ふとりだしたせいか「生活習慣病」なる言葉が気になりだした。生活習慣病の代表的な病気の一つに糖尿病があげられる。97年の厚生省の調査で我が国の患者数は690万人、予備軍を含めれば1370万人になると発表されている。糖尿病になり高血糖にさらされている時間が長くなると血管が障害を受け、網膜症などの細小血管障害や動脈硬化により心筋梗塞の引き金になる。また自覚症状のないまま知らぬ間に進行し、網膜症、腎不全、神経障害などの合併症がおきている例も少なくないといわれている。気づくのが遅れ、失明や壊疽をおこしたり、透析するはめになったら一大事である。

私は、７年前大阪の茨木市から滋賀県の大津市に転居し、通勤時間が片道20分から２時間になった。通勤時間が長くなっても少しも苦にならなかったが、夕食の時間が午後の９時～10時頃と大変遅くなった。何を食べてもおいしく食が進んだ。浅はかにも、おいしく食べられるのは健康な証拠、人生又楽しからずやと思っていた。健康には自信があった。

ところがそれから４～５年で、体重が増加し、肥満度が上り、血糖値、血圧、総コレステロール、中性脂肪、GPT、ヘモグロビンA1cがいっせいに正常値よりも上昇してきた。とりあえず、お医者様の相談を受け経過をみてもらっている。まずは体重を減らすようにいわれているが、これがなかなかむずかしい。

先日は会社の健保主催の一泊どまりの「糖尿病予防教室」に夫婦で参加させていただき、予防の大切さを教わってきた。今まで、肥満や生活習慣病と軽く考えていたことを反省している。

最近、自発的に大学病院の眼科で眼底検査を受けた。結果は異常なしであったが６ヶ月後にもう一度検査を受ける予約をとってもらっている。

現在は以下のことを心がけている。

①消化吸収と基礎代謝とカロリーを考慮に入れながら脂肪をとりすぎないよう注意し、栄養のバランスのとれた食事を腹八分目にとるようにする。
②１日１万歩を目標にあるく。
③適度な運動を心がける。
④心の持ち方により悪いストレスをためない。
⑤便意を大切にすることによりリズムをつかみ毎日快便に満足するようにする。

これからはリバウンドに注意し、健康的なダイエットをモットーに頑張りたい。

＊＊

第22回　関西産業健康管理研究協議会（関西産研）に参加して

みずほフィナンシャルグループ
富士銀行大阪健康管理センター
保健婦

平　田　真以子

「復職における諸問題」
－これからの健康管理と法的諸問題をめぐって－

去る９月13日薬業年金会館にて上記研究会が開催された。当日は産業医や産業看護職、人事・労務等の事務職も含め約250名の参加者で会場は満員であり、産業保健に携わる者として日常起こりうる問題だけに関心の高さが伺われた。はじめに山田長伸弁護士から『復職時に伴う法律上の問題と産業医の関わり』について、実際の事例と判決を紹介しながら講演された。その後「復職判定と就業上の問題点」をテーマに、三洋電機大東産業保健センター産業医　益江毅先生、京都工場保健会　江嵜高史先生、看護職からはキャノン販売大阪支社健康管理室石山珠江保健婦、人事担当者として松下電器産業本社労政部　高橋智広氏、精神科医の立場から前久保クリニック　前久保邦明先生の５名によるパネルディスカッションが行われた。ディスカッションには山田弁護士も参加された。パネリストから提示された事例は全員がメンタルの症例であり、復職判定に当たっては客観的指標がなく判定が難しいことまた、復職後業務上の配慮が必要な場合や、適正配置等の問題があるが、この場合も本人の自覚と周囲の評価のズレや昨今のように厳しい労働環境による受け入れの難しさも、復職に際して大きな問題となっている事等が述べられた。それに対して産業保健スタッフとしては、この評価のズレに対し中立に支援しなければならない。ズレに対しては、本人が納得いくように話し合い、本人だけでなく出来れば家族も含めた上で面談することがリスク回避には必要である。その時に、日頃からの本人の言動や業務状況をありのまま記録されたものを残しておくことと、就業規則や法規定をきっちり把握しておくことが大切であると、改めて認識した。一方、事業主側（安全配慮義務を負うもの）については、平成12年3月最高裁での「電通事件」の判決にみるように労働者の勤務状況や健康状態を把握するのは当然であるが、更に業務による疲労や心理的負荷が過度に蓄積して心身の健康を損なわないように対処する事が求められている。但し、復職のためにあえて通常業務以外の特殊な業務を作る必要はないとの意見であった。その他「わが国における休職制度は、事業主から見れば解雇権の猶予期間とも考えられ、終身雇用を背景とした日本独特の制度である」など、今までと違った見方で新鮮に感じられた。情報開示と安全配慮義務との難しい問題を考える良い機会であり、充実した内容で大変参考になった。

春を告げる葦焼き（高槻市）　阿部源三郎（写真提供）

議　事　録

平成13年度第3回定例幹事会

日　時　平成13年11月10日（土）12：30～13：20
会　場　京大会館　215号室
出　席　堀口　徳永　藤木　圓藤　岡田　原　河合
　　小泉直　垉田　宮上　住野　宮下　植本
　　河野　田中（代高田）車谷　上田　小泉昭　（計18名）
特別出席　西尾（神戸大）　（敬称略、順不同）
事務局　清田
1．近畿地方会会長挨拶
2．第41回近畿産業衛生学会会長挨拶
　小泉昭夫（京都大学大学院医学研究科　教授）
3．報告および協議事項
（1）本部理事会報告
（2）近畿地方会選挙報告
　車谷典男選挙管理委員長から9月29日開票結果報告と、藤木理事長より次期会長就任辞退の申し出を受けて近畿地方会役員選挙細則第3条5項に従って次点の堀口俊一現会長が繰り上げ当選となる事が報告された。
（3）第75回日本産業衛生学会の進捗状況
（4）第50回近畿地方会総会開催について
　開催日：平成14年5月25日（土）
（5）第42回近畿産業衛生学会（大阪）開催について
　学会長：河野公一（大阪医大　教授）
　開催日：平成14年11月9日（土）
　会　場：大阪医科大学
（6）各部会報告
　1）産業医部会報告
　2）産業看護部会報告
（7）各研究会報告
　1）じん肺研究会
　2）労働衛生法制度研究会
　3）産業衛生技術研究会
　4）産業精神衛生研究会
（8）その他

平成13年度第2回評議員会

日　時　平成13年11月10日（土）13：25～14：00
会　場　京大会館　102号室
評議員　総数108名　出席59名（委任状を含む）欠席14名
1．評議員会成立について
　過半数の出席があり、本評議員会は成立した。
2．議長選出：森岡郁晴（和歌山県医大）選出
3．近畿地方会会長挨拶
4．第41回近畿産業衛生学会学会長（小泉昭夫）挨拶
5．日本産業衛生学会理事長挨拶
6．報告および協議事項
（1）第42回近畿産業衛生学会学会長挨拶
（2）第75回日本産業衛生学会進捗状況の報告
（3）近畿地方会選挙報告
（4）第50回近畿地方会総会開催について
（5）各部会報告
（6）各研究会報告
（1）～（6）までは幹事会議事録参照
7．その他
　産業衛生技術研究会を近畿地方会産業衛生技術部会として立ち上げる準備会として2月か3月に研究会を開き、5月の総会で部会としての承認を求めるとの報告があり、承認された。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

新世紀の幕開けを明るい期待で迎えた筈ですが、2001年も終わってみれば「まさか」の事件が連続して起こりました。米国での同時多発テロ事件とアフガンへの侵攻、大阪教育大附属池田小学校での殺傷事件、明石市花火事故と枚挙にいとまがありません。いがみ合い、傷つけ合いそして過去に学ぼうとしない。人間とはなんと悲しいものかと思っていましたところに、年末近くになって敬宮愛子内親王の御誕生という明るいニュースが報じられました。次の世代の平和、平穏を願って今私達の叡知を絞りたいものです。さて、私達編集委員会はこの号をもって任務を終えます。3年間のご愛読に心より感謝申し上げます。神戸での学会是非成功させましょう。（岡田）

編集委員（五十音順）
上田美代子、植本寿満枝、岡田章（編集責任）、
兼高明生、清田郁子、日高秀樹、宮上浩史
次回発行日　2002年5月1日
次回原稿締切日　2002年3月15日